

## 「東京工業大学博物館資史料館部門公文書室利用等規程」の 一部改正について(諮問)

内閣府大臣官房公文書管理課

- 公文書管理法においては、国立公文書館並びに行政機関及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている(法2条3項)。

(※) 国立公文書館等(16施設)

国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、北海道大学大学文書館公文書室、東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室、筑波大学アーカイブズ、東京大学文書館、東京外国語大学文書館、東京工業大学博物館資史料館部門公文書室、東海国立大学機構大学文書資料室、京都大学大学文書館、大阪大学アーカイブズ、神戸大学大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館、日本銀行金融研究所アーカイブ

- 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め(以下「利用等規則」という。)を設けなければならないとされており、これを設けるととき又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている(法27条1・3項)。

また、内閣総理大臣は、この同意をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている(法29条2号)。

- 今般、国立大学法人東京工業大学より、利用等規則を変更するため、内閣総理大臣に対し同意の協議があったことから、当該利用等規則の一部改正について、公文書管理委員会に諮問するもの。

### (案件)「東京工業大学博物館資史料館部門公文書室利用等規程」の 一部改正

(理由) 国立大学法人東京工業大学と国立大学法人東京医科歯科大学の統合により、「国立大学法人東京科学大学」が創設され法人名が変更になることから、利用等規則中にある法人名及び施設名を修正するもの。

(施行日) 令和6年10月1日施行

府 公 第 143 号

令和 6 年 9 月 3 日

公文書管理委員会

委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 29 条第 2 号の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する改正案(東京科学大学博物館資史料館運営室公文書室利用等規程案)について、諮問します。